

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和２年第３回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和２年３月１２日（木）		
開催時間	午後３時００分 ～ 午後３時２６分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子 委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	小坂 裕紀 教育指導課長
	宮本 博之 学校運営部長	渡辺 隆史 学校施設課長	半貫 陽子 学務課長
	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	下河邊 純子 青少年課長
	秋生 修一郎 地域のちから推進部長	濱田 光良 地域文化課長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	野口 晋平 教育政策担当係長	遠藤 鉄也 教育政策担当主任
	肥高 浩二 管理係長		
欠 席 者	山村 研二 教育改革担当部長 川口 真澄 待機児対策室長 田巻 正義 学力定着推進課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長 古川 弘雄 学校支援課長 門藤 敦良 支援管理課長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 楠山 慶之 教育相談課長 臺 富士夫 学校施設整備担当課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 内田 裕司 学校改築担当課長 市川 保夫 生涯学習振興公社局長 森田 剛 子ども施設運営課長 菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を選抜した。		
傍 聴 者	０名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和 2 年 3 月 1 2 日

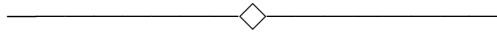
第 3 回足立区教育委員会

午後 3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第3回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に浅井委員、河本委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは日程第1、第13号議案を議題いたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第13号議案「足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第13号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、資料の4ページをご覧くださいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

青少年問題協議会は、学識経験者等に参加いただき、様々な観点からご意見をいただいている会議体でございます。今般、学識経験者の専門的な観点をより広く取り入れるために、学識経験者の委員の定員を2名増やしたいと考えており、具体的に申し上げますと、保育園の代表者、高等学校の教員代表者にも参加していただき、議論を深めていきたいと思っております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第13号議案についてご意見、ご質問があり

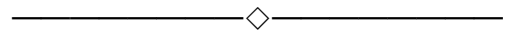
ましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第13号議案「足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第2、第14号議案を議題いたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第14号議案「足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第14号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元資料7ページ、第14号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区教育委員会の事務の補助執行を行っております地域のちから推進部に組織改正がございます、生涯学習支援課が新設されます。

これに伴いまして、標記規則について、事案決定者の追加、教育機関の所属変更を行うものでございます。

施行年月日は令和2年4月1日、新旧対照表につきましては、8ページに記載しております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第14号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお

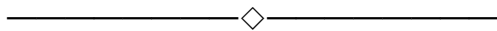
願います。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第14号議案「足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第3、第15号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第15号議案「足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第15号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元資料11ページ、第15号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

本年1月に文部科学省から告示のございました標記の件を受けまして、本規則において学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する規定を整備する必要がございますので、本案を提出したものでございます。

主な改正内容は、資料の2番に記載のとおりでございます。

施行年月日は令和2年4月1日、新旧対照表につきましては、12ページ、13ページに記載しております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これ

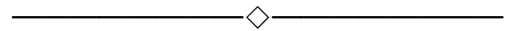
より本案の審議に入ります。第15号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第15号議案「足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次の日程第4、第16号議案、日程第5、第17号議案は関連する議案ですので一括で審議いたしたいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第16号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、第17号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第16号議案、第17号議案について秋生地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 お手元資料の15ページが生涯学習センターに関するものです。24ページが地域学習センターに関するものですが、先ほど第14号議案でありましたとおり、地域のちから推進部で組織改正を行い、地域文化課の業務が、地域文化課と生涯学習支援課に分かれます。それに伴い、生涯学習センターや地域学習センターは地域文化課から生涯学習支援課に所管が変わりますので、本案を提出するものでございます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これ

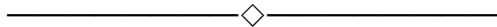
より本案の審議に入ります。第16号議案、第17号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第16号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」、第17号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第6、第18号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第18号議案『「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について』以上。

○教育長 第18号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元資料32ページ、第18号議案説明資料をご覧ください。

昨年11月22日に、教育委員会事務局職員が収賄で逮捕された事件がございました。

この事態を受け、区長をはじめとした特別職の職員がその監督責任と区民の皆様への陳謝の意を表するとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、条例に基づいて給料を減額いたします。

その条例案が教育委員会へ送付され、条例案について意見を求められているものでございます。

教育長については、給料の減額10分の5を2か月間という内容でございます。

その他は、資料に記載のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

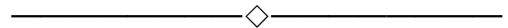
○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第18号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第18号議案『「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について』を採決いたします。

本案は原案のとおり、異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。



○教育長 次に日程第7、第19号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第7、第19号議案「足立区教育振興ビジョンの策定について」以上。

○教育長 第19号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元資料36ページ、第19号議案説明資料をご覧ください。

記載のとおり、パブリックコメント等のご意見を踏まえながら、この度教育振興ビジョンを策定させていただくということで、ご提案を差し上げるものでございます。

パブリックコメントの実施結果につきましては、資料1の(1)から(5)に記載のとおり、また、別添資料もございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

教育振興ビジョン策定の趣旨につきましては、資料2の(1)①から順に記載してござい

ますが、令和2年から令和6年までの5年間に区が取り組むべき教育施策・事業について、成果指標・活動指標を交えながら、より効率的・効果的、かつ、着実な成果を上げていくことをめざしていくものでございます。

また、区民の皆様をはじめ、多くの方々に区が取り組む教育施策について、認識を深めていただく。区の職員についても、エビデンスに基づく施策・事業の企画立案や改善、見直しを行っていくためのツールとしても活用していくといったことを趣旨としたものでございます。

37ページの(4)計画の位置づけ・体系をご覧いただきたいと存じます。本教育振興ビジョンは、教育基本法に規定しております「教育振興基本計画」としての役割を果たしますとともに、「足立区基本計画」の分野別計画の1つとして位置付けております。また、③に記載のとおり、「足立区基本計画」の施策群の1つでございます「家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む」に分類されている5つの教育施策について、施策をさらに掘り下げるかたちで、体系を作ってお示しをしたものでございます。

(5)に記載のとおりでございますが、計画の進行管理につきましては、PDCAサイクルを回して、施策・事業の改善を図って、着実に目標の達成を果たしてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第19号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

河本委員。

○河本委員 かねてから教育振興ビジョンにつきましては、中身をよく精査して見たつもりでございます。

5年に渡って、区民に教育委員会が様々な施策を実施していくことを提示するのはとてもよいことですし、ビジョンに則って、施策の進

捗を管理していったほしいと思います。

また、ビジョンの中に家庭教育力の向上という言葉が出てくるのですが、それに対する施策という点では、まだまだと感じるところがございます。

このビジョンに則って実施していただくだけではなく、家庭教育力の向上に対する施策についても取り組んでいただきたいと思います。

○教育長 青少年課長。

○青少年課長 未就学児への施策としましては、「子育て仲間づくり活動」「早寝・早起き・朝ごはん」などがございます。小学生や中学生の家庭教育については、今回は位置づけがはっきりしていないところでございましたので、各所管が連携をして、検討してまいりたいと考えております。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 久しぶりに、私どもも自前の教育振興ビジョンを策定し、数字を持ちながら、施策を展開していきますので、こちらに則って成果を上げてまいりたいと考えておりますし、今ご指摘いただきました家庭教育力の向上につきましても、庁内連携あるいはPTA連合会にもご協力をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

○教育長 ほかいかがですか。

浅井委員。

○浅井委員 体力向上についてですが、中学2年生が東京都平均よりかなり下回っております。現状、「体力向上推進計画」「オリンピック・パラリンピック教育」や小学生では、「足立区小学生長なわ・短なわチャレンジ」があるのですけれども、これらの活動指標を見ると、「体力向上推進計画」「オリンピック・パラリンピック教育」に関する指標は、基準年度ですでに100%になっており、「足立区小学生長なわ・短なわチャレンジ」に関する指標は95.6%となっております。

これだけ見ると、小学生は長なわ・短なわチ

チャレンジ等で頑張るかなという感じはあるのですが、中学生はどうやってやっていくのかなというのが、これを見た限りでは、分かりにくいと思うので、もう少し具体的に、中学生の取り組み方向性に関する表現を入れた方がいいのではないかなと思いました。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 ご指摘いただき、ありがとうございます。体力向上については、投力向上を中心に取り組んでいる面もございますし、また、小学生はなわとびも取り組んでおりますが、5年間の中で、どういう風に種目を変えていくかということもございます。計画上はこうした表記になってございますけれども、その年ごとに取り組んだ内容につきましては、具体的にお示しし、委員の皆様にご提示してまいります。

そうした中で、どういう取り組みが有効だったのかという分析も含めて、委員の皆様のお知恵も拝借できればと思っております。

○教育長 ほかいかがですか。

近藤委員。

○近藤委員 別添資料2の55ページの項番2に「不登校査定尺度のモデル校実施検討」がありまして、これは東京未来大学の教員等が中心になって実施しているものであります。足立区の小学校2校、中学校1校が参加しています。

その3校の内2校が、4年生で実施し、その後追跡調査をしているのですが、昨年初めて質問紙を実施し、各校へそれに基づいてスコアの高い児童に対しての対応を取ってくださいと依頼しました。1年目でしたので、比較する対象がなく、その前年の4年生と比較しましたところ、3校の内2校が統計的に不登校に関しての減少がありました。次年度は、今の4年生が5年生に進級し、4年生時点と比べての比較ができますので、減少があるかどうかを見ていきたいと思っております。

埼玉県でも3校参加しているのですが、こちらは変化がない状態でした。

前回の定例会で報告のあったhyper-QUとも関連づけて考えていければいいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。そうやって応援していただけると私たちも張り合いが出ます。

ほかいかがでしょうか。

小池委員。

○小池委員 要望になりますが、別添資料2の25ページに学力調査結果が記載されており、中学校の学力調査結果が上がっていないということなのですが、私が教育委員を4年間やらせていただいて、中学校の授業は、年々良くなっていると感じております。デジタル教科書を上手く活用した良い授業も見させていただきました。

ですので、良い授業を多くの教員に広げていくかたちで、学力調査の結果も伸びていくのではないかと思います。

また、学力調査は年1回であり、その間のインターバルが長いので、なるべく短いインターバルで子どもたちの学力の状況を把握する努力をしていただきたいです。

よろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。今小池委員からいただいた内容はしっかり対応していきたいと思っております。

良い授業も、DVDに保存したりして、広げていきたいと考えております。

ほかいかがですか。

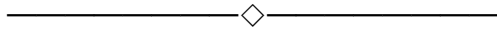
よろしいですか。

ないようですので、これより第19号議案「足立区教育振興ビジョンの策定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第8、第20号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第20号議案「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について」以上。

○教育長 第20号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 お手元資料39ページ、第20号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定しなければならない計画でございます。先ほどの足立区教育振興ビジョン、それから足立区基本計画の下に位置づく大事な計画でございます。

本計画の対象者ですが、0歳から6歳の就学前児童を中心に考えております。

計画の期間でございますが、令和2年から令和6年までの5年間でございます。

本計画の構成ですが、1の(2)に記載のとおりです。中心となるのは、第4章「各施策の取り組み」でございます。家庭教育、保育、様々な子育ての取り組みの支援をする部分と、妊娠から出産までの切れ目のない支援をしていく部分の大きな2つの柱で成り立っているものでございます。

策定にあたっての主な特徴でございますが、第1期計画がございましたので、それを継承する内容となっております。その上で、内容を深めていくために、施策展開のための横断的な視点として、「子育て支援の質の向上」「ライフステージ間のつながりの強化」を新たに追加いたしました。また、施策群に連なる8施策に成果

指標を、施策に連なる39事業に活動指標を設定いたしました。

今後の方針でございますが、ホームページ等で周知を図ります。また、計画の進捗につきましては、足立区地域保健福祉推進協議会の場で、審議・調査を行い、管理してまいります。

私からは以上になります。

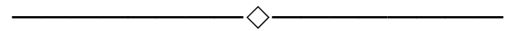
○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第20号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第20号議案「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第9、第21号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第9、第21号議案「令和元年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」以上。

○教育長 第21号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元資料41ページ、第21号議案説明資料をご覧ください。

こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年度教育委員会の事務の点検及び評価を実施させていただいているところでございます。

今年度は、「体験活動施策」をテーマに、教育委員の皆様に活動現場を見ていただき、ご意見を賜りました。

そうしたものを別冊の点検評価報告書にまとめさせていただきました。

こちらを、今年度の教育委員会事務の点検評価ということで、議決をいただければと思い、ご提出させていただいたものでございます。

なお、本報告書の後半部分には、区で全庁的に実施しております、行政評価の結果を参考でつけさせていただき、2部構成とさせていただいております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第21号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第21号議案「令和元年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

○教育長 次の日程第10、第22号議案、日程第11、第23号議案、日程第12、第24号議案は関連する議案ですので一括で審議したいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第10、第22号議案、日程第11、第23号議案、日程第12、第24号議案いずれも「足立区教育財産の用途廃止の承認について」以上。

○教育長 第22号議案、第23号議案、第24

号議案について宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 第22号議案から第24号議案まではいずれも教育財産の用途廃止の議案でございます。

45ページ、第22号議案につきましては、綾瀬小学校の改築に伴い、現在の校舎を解体するものでございます。

48ページ、第23号議案につきましては、旧上沼田中学校の跡地活用を進めていくために校舎を解体するものでございます。

51ページ、第24号議案につきましては、旧入谷南中学校の跡地活用を進めていくために校舎を解体するものでございます。

用途廃止年月日は、いずれも令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第22号議案、第23号議案、第24号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第22号議案、第23号議案、第24号議案、いずれも「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

○教育長 次に、日程第13、教育長報告を議題といたします。

各所管からの報告事項につきましては、資料に記載のとおりです。

これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

ないようですので、報告事項を終了いたします。

そのほかに何かございますか。

近藤委員。

○近藤委員 先ほどの第19号議案の審議において不登校の減少が見られたと話しましたが、これは、10年程前から実施しており、森教育政策課長の支援をいただいております。

この場で感謝の言葉を述べさせていただきます。

ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございました。そのほかに何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第3回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

午後3時26分閉会

令和 2 年 第 3 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和 2 年 3 月 1 2 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 1 3 号議案 足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の送付 について……………	3
日程第 2 第 1 4 号議案 足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する 規則の一部を改正する規則……………	6
日程第 3 第 1 5 号議案 足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	9
日程第 4 第 1 6 号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	1 4
日程第 5 第 1 7 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	1 9
日程第 6 第 1 8 号議案 「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会 の意見について……………	3 1
日程第 7 第 1 9 号議案 足立区教育振興ビジョンの策定について……………	3 5
日程第 8 第 2 0 号議案 第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について…	3 8
日程第 9 第 2 1 号議案 令和元年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及 び執行の状況の点検及び評価について……………	4 0
日程第 1 0 第 2 2 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	4 3
日程第 1 1 第 2 3 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	4 6
日程第 1 2 第 2 4 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	4 9
日程第 1 3 教育長報告	

2 報 告 事 項

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| (1) 足立区教育委員会指導力向上中核校の設置について | 《小坂 教育指導課長》 5 2 |
| (2) 足立区外国人等児童・生徒受入れの手引きの策定について | 《小坂 教育指導課長》 5 4 |
| (3) 第 1 1 回中学生「東京駅伝」大会の結果について | 《小坂 教育指導課長》 5 5 |

裏面へ続く

- | | | |
|--|-------------|----|
| (4) 学校給食費改定について | 《半貫 学務課長》 | 56 |
| (5) 成人年齢引き下げに伴う式典等に関する区の方針について | 《下河邊 青少年課長》 | 58 |
| (6) 第20回アシテジ世界大会東京及び2020国際子どもと舞台芸術・未来
フェスティバルへの協力について | 《濱田 地域文化課長》 | 61 |

3 情報連絡事項

- | | | |
|----------------------------------|-----------------|----|
| (1) 令和元年度小学校図書館支援業務委託事業者評価について | [教育政策課] | 63 |
| (2) 私立幼稚園の利用定員の変更について | [子ども政策課] | 66 |
| (3) 令和元年度 一般指導検査の結果について（私立認可保育所） | [子ども施設指導・支援担当課] | 67 |
| (4) 事業実施報告・実施予定 | [青少年課] | 68 |
| (5) 行事实施結果・実施予定 | [生涯学習振興公社] | 70 |

第 13 号議案

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

足立区青少年問題協議会条例（昭和 41 年足立区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「63 人」を「65 人」に改め、同項第 3 号中「37 人」を「39 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

青少年問題協議会の委員の構成を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 1 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部青少年課
内 容	1 改正の理由 青少年問題対策における、学識経験者の専門的な観点をより広く取り入れるために、足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する。 2 主な改正内容 第 3 条中「委員 6 3 人以内」を「委員 6 5 人以内」に改め、学識経験者の人数を定める同条第 3 号中「3 7 人以内」を「3 9 人以内」に改める。 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別紙

改 正 前	改 正 後
足立区青少年問題協議会条例 (組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員<u>63</u>人以内をもって組織する。 (1) 足立区議会議員 4人 (2) 足立区教育委員会委員 1人 (3) 学識経験者 <u>37</u>人以内 (4) 関係行政機関等の職員 8人以内 (5) 足立区に勤務する職員 13人以内 2 (略)	足立区青少年問題協議会条例 (組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員<u>65</u>人以内をもって組織する。 (1) 足立区議会議員 4人 (2) 足立区教育委員会委員 1人 (3) 学識経験者 <u>39</u>人以内 (4) 関係行政機関等の職員 8人以内 (5) 足立区に勤務する職員 13人以内 2 (略) 付 則 (令和2年 月 日条例第 号) <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

第 1 4 号議案

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の一部を改正する規則

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成
2 3 年足立区教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表右欄中「地域文化課長 スポーツ振興課長 中央図
書館長」を「地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中
央図書館長」に改める。

第 4 条の表を次のように改める。

所属		教育機関
地域のちから推進 部	地域文化課	郷土博物館 こども未来創造館
	生涯学習支援課	生涯学習センター 地域学習センター
		中央図書館

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域のちから推進部の組織改正に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 1 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	1 改正の理由 地域のちから推進部の組織改正により、生涯学習支援課が新設される。これに伴い、教育委員会が地域文化課に補助執行させている事務の一部が生涯学習支援課へ移管されるため、規定を整備する。 2 主な改正内容（詳細は別紙「新旧対照表」参照） （1）事案決定者の追加（規則第 3 条） 補助執行させている事務に係る事案の決定者に、「生涯学習支援課長」を追加する。 （2）教育機関の所属変更（規則第 4 条） 「生涯学習センター」「地域学習センター」の所属を、地域文化課から生涯学習支援課へ変更する。 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
今後の方針	

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

別紙

改 正 前			改 正 後		
第 1 条（省略） 第 2 条（省略） 第 3 条 前条に規定する補助執行させる事務における次の表の左欄に掲げる事案の決定は、同表右欄に定める者が行うものとする。			第 1 条（現行のとおり） 第 2 条（現行のとおり） 第 3 条 前条に規定する補助執行させる事務における次の表の左欄に掲げる事案の決定は、同表右欄に定める者が行うものとする。		
足立区教育委員会事務局事案決定規程（昭和60年足立区教育委員会訓令甲第 2 号。以下「事務局事案決定規程」という。）により教育長が決定する事案		副区長	足立区教育委員会事務局事案決定規程（昭和60年足立区教育委員会訓令甲第 2 号。以下「事務局事案決定規程」という。）により教育長が決定する事案		副区長
事務局事案決定規程により部長が決定する事案		地域のちから推進部長	事務局事案決定規程により部長が決定する事案		地域のちから推進部長
事務局事案決定規程により課長が決定する事案		地域文化課長 スポーツ振興課長 中央図書館長	事務局事案決定規程により課長が決定する事案		地域文化課長 <u>生涯学習支援課長</u> スポーツ振興課長 中央図書館長
2（省略） 3（省略） 第 4 条 補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、次のとおりとする。			2（省略） 3（省略） 第 4 条 補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、次のとおりとする。		
所 属		教育機関	所 属		教育機関
地域のちから推進部	<u>地域文化課</u>	<u>郷土博物館</u> <u>生涯学習センター</u> <u>地域学習センター</u> <u>こども未来創造館</u>	地域のちから推進部	<u>地域文化課</u>	<u>郷土博物館</u> <u>こども未来創造館</u>
				<u>生涯学習支援課</u>	<u>生涯学習センター</u> <u>地域学習センター</u>
		中央図書館			中央図書館
			付 則 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。		

第 15 号議案

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
足立区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年足立区教育委員会
規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 2 から第 30 条までを次のように改める。

（教育職員の業務量の適切な管理）

第 27 条の 2 教育委員会は、教育職員（学校に勤務する校長、副校長、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教
諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定
する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。以下同じ。）が業務
を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職
員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を
図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）
に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条
例第 12 条及び条例第 13 条の規定による休日並びに条例第 14 条第
1 項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤
務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた
時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量
の適切な管理を行うものとする。

（1） 1 月について 45 時間以下であること。

（2） 1 年について 360 時間以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することの
できない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的

に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要がある場合には、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満であること。

(2) 1年について720時間以下であること。

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における1月当たりの平均時間が80時間以下であること。

(4) 1年のうち1月において45時間を超える月数が6月以下であること。

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

第3章 削除

第28条から第30条まで 削除

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

本年1月、文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する指針」が公示され、それに基づき、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定める必要があるため。

第 1 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課
内 容	学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する規定を足立区立学校の管理運営に関する規則に設ける。 1 改正の理由 本年 1 月、文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理 その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉 の確保を図るために構すべき措置に関する指針」が公示され、それに基づ き、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則 等において定める必要があるため。 2 主な改正内容 教育職員の時間外在校等時間の上限について規定を整備する。 ・ 原則 4 5 時間以内／月 3 6 0 時間以内／年 ・ 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情による場合 1 0 0 時間未満／月 7 2 0 時間以内／年 （連続する複数月の平均時間外在校等時間 8 0 時間以内／月 4 5 時間超の月は年間 6 か月まで） 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
今 後 の 方 針	

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年 9 月27日教育委員会規則第10号 (新設)	○足立区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年 9 月27日教育委員会規則第10号 <u>(教育職員の業務量の適切な管理)</u> 第27条の2 教育委員会は、教育職員（学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、<u>教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u> （1） 1月について45時間以下であること。 （2） 1年について360時間以下であること。 2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要がある場合は、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、<u>教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u> （1） 1月について100時間未満であること。

改 正 前	改 正 後
第 3 章 削除 第27条の 2 から第30条まで 削除 第 4 章 雑則 (委任) 第31条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長が定める。	(2) 1 年について720時間以下であること。
	(3) 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間における 1 月当たりの平均時間が80時間以下であること。
	(4) 1 年のうち 1 月において45時間を超える月数が6月以下であること。
	3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。
	第 3 章 削除 第28条から第30条まで 削除
	第 4 章 雑則 (委任) 第31条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長が定める。 付 則 (令和 2 年●月●日教委規則第●号) <u>この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 16 号議案

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区生涯学習センター条例施行規則（平成 12 年足立区教育委員会
規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「地域文化課長」を「 課長」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域のちから推進部の組織改正に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 1 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	1 改正の理由 地域のちから推進部の組織改正により、生涯学習支援課が新設される。これに伴い、生涯学習センターに関する事務が地域文化課から生涯学習支援課へ移管されるため、規定を整備する。 2 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり） 足立区生涯学習センター条例施行規則における様式第 5 号中の「地域文化」を削除する。 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
今後の方針	令和 2 年 4 月足立区議会閉会中における区民委員会にて報告する。また、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

別紙

改 正 前	改 正 後
○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年 3 月31日教育委員会規則第12号 第 1 条～第19条（省略） 別表第 1 （第 8 条関係）～別表第 4 （第 9 条関係）（省略） 様式第1号(第2条関係)～様式第4号（第9条関係）（省略）	○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年 3 月31日教育委員会規則第12号 第 1 条～第19条（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表第 1 （第 8 条関係）～別表第 4 （第 9 条関係）（現行のとおり） 様式第1号(第2条関係)～様式第4号（第9条関係）（現行のとおり）

改正前				改正後																	
様式第5号(第9条関係)				様式第5号(第9条関係)																	
領 収 書 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> ただし、施設使用料還付金として、上記金額を確かに受領しました。 年 月 日 住 所 _____ (印) 氏 名 _____ (提出先) 地域のちから推進部 <u>地域文化</u> 課長				百	十	万	千	百	十	円	領 収 書 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> ただし、施設使用料還付金として、上記金額を確かに受領しました。 年 月 日 住 所 _____ (印) 氏 名 _____ (提出先) 地域のちから推進部 <u>(削除)</u> 課長				百	十	万	千	百	十	円
百	十	万	千	百	十	円															
百	十	万	千	百	十	円															
記				記																	
申請施設 (予約番号)	(No. _____)			申請施設 (予約番号)	(No. _____)																
申請日時	年 月 日 : ~ :			申請日時	年 月 日 : ~ :																
還付理由 (還付率)	(_____ 割)			還付理由 (還付率)	(_____ 割)																
[納付済使用料]		[還付金額]		[納付済使用料]		[還付金額]															
円		円		円		円															
申請施設 (予約番号)	(No. _____)			申請施設 (予約番号)	(No. _____)																
申請日時	年 月 日 : ~ :			申請日時	年 月 日 : ~ :																
還付理由 (還付率)	(_____ 割)			還付理由 (還付率)	(_____ 割)																
[納付済使用料]		[還付金額]		[納付済使用料]		[還付金額]															
円		円		円		円															
申請施設 (予約番号)	(No. _____)			申請施設 (予約番号)	(No. _____)																

改正前			改正後		
申請日時	年 月 日 : ~ :		申請日時	年 月 日 : ~ :	
還付理由 (還付率)	(割)		還付理由 (還付率)	(割)	
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円	[納付済使用料] 円		[還付金額] 円
様式第6号（第10条関係）～様式第15号（第15条関係）（省略）			様式第6号（第10条関係）～様式第15号（第15条関係）（現行のとおり）		

第 17 号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

足立区地域学習センター条例施行規則（平成 13 年足立区教育委員会
規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「使用料還付請求書（様式第 4 号）を」を「使用料還
付請求書（様式第 4 号）に使用料還付金領収書（様式第 4 号の 2）及び
使用承認書を添えて、」に改める。

第 15 条第 6 項及び第 17 条第 6 項中「地域文化課」を「生涯学習支
援課」に改める。

様式第 4 号を次のとおり改める。

様式第4号(第7条関係)

使用料還付請求書

円

足立区地域学習センター条例施行規則第7条第3項の規定により上記金額の還付を請求します。

年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

(提出先)
足立区長
足立区教育委員会

記

申請施設				
申請日時	年 月 日	午 前 時 分 後	～午 前 時 分 後	
還付理由 (還付率)	(割)			
[納付済使用料]		円	[還付金額] 円	
申請施設				
申請日時	年 月 日	午 前 時 分 後	～午 前 時 分 後	
還付理由 (還付率)	(割)			
[納付済使用料]		円	[還付金額] 円	
申請施設				
申請日時	年 月 日	午 前 時 分 後	～午 前 時 分 後	
還付理由 (還付率)	(割)			
[納付済使用料]		円	[還付金額] 円	

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第4号の2(第7条関係)

領 収 書

円

足立区地域学習センター条例施行規則第7条第3項の規定により請求した上記金額を領収しました。

年 月 日

住 氏 所 名 _____ (印)

(提出先) 地域のちから推進部 課長

記

申請施設												
申請日時	年	月	日	午	前	時	分	～	午	前	時	分
				後						後		
還付理由 (還付率)	(割)											
[納付済使用料]				[還付金額]								
				円								

申請施設												
申請日時	年	月	日	午	前	時	分	～	午	前	時	分
				後						後		
還付理由 (還付率)	(割)											
[納付済使用料]				[還付金額]								
				円								

申請施設												
申請日時	年	月	日	午	前	時	分	～	午	前	時	分
				後						後		
還付理由 (還付率)	(割)											
[納付済使用料]				[還付金額]								
				円								

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域のちから推進部の組織改正に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 1 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	1 改正の理由 地域のちから推進部の組織改正より、生涯学習支援課が新設される。これに伴い、地域学習センターに関する事務が地域文化課から生涯学習支援課へ移管されるため、規定を整備する。 2 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり） （1）足立区地域学習センター条例施行規則第 7 条第 3 項中に使用料還付金領収書（様式第 4 号の 2）及び使用承認書（様式第 2 号）の添付について記載する。 （2）足立区地域学習センター条例施行規則第 1 5 条、第 1 7 条中の「地域文化課」を「生涯学習支援課」に改める。 （3）様式第 4 号中の根拠規定を「足立区地域学習センター条例施行規則第 7 条第 2 項」から「足立区地域学習センター条例施行規則第 7 条第 3 項」に改める。 （4）様式第 4 号の 2 中の根拠規定を「足立区地域学習センター条例施行規則第 7 条第 2 項」から「足立区地域学習センター条例施行規則第 7 条第 3 項」に改め、「地域文化」を削除する。 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
今後の方針	令和 2 年 4 月足立区議会閉会中における区民委員会にて報告する。また、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

別紙

改 正 前	改 正 後
○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年 3 月30日教育委員会規則第17号	○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年 3 月30日教育委員会規則第17号
第 1 条～第 6 条（省略）	第 1 条～第 6 条（現行のとおり）
第 7 条第 1 項～第 2 項（省略）	第 7 条第 1 項～第 2 項（現行のとおり）
3 使用料の還付を受けようとする者は、 <u>使用料還付請求書（様式第 4 号）</u> を教育委員会に提出しなければならない。	3 使用料の還付を受けようとする者は、 <u>使用料還付請求書（様式第 4 号）</u> <u>に使用料還付金領収書（様式第 4 号の 2）及び使用承認書を添えて、教</u> 育委員会に提出しなければならない。
第 4 項（省略）	第 4 項（現行のとおり）
第 8 条～第14条（省略）	第 8 条～第14条（現行のとおり）
（審査会の組織及び運営）	（審査会の組織及び運営）
第 15 条第 1 項～第 5 項（省略）	第 15 条第 1 項～第 5 項（現行のとおり）
6 審査会の庶務は、地域のちから推進部 <u>地域文化課</u> において処理する。	6 審査会の庶務は、地域のちから推進部 <u>生涯学習支援課</u> において処理する。
第 7 項（省略）	第 7 項（現行のとおり）
第 16 条（省略）	第 16 条（現行のとおり）
（評価委員会の組織及び運営）	（評価委員会の組織及び運営）
第 17 条第 1 項～第 5 項（省略）	第 17 条第 1 項～第 5 項（現行のとおり）
6 評価委員会の庶務は、地域のちから推進部 <u>地域文化課</u> において処理する。	6 評価委員会の庶務は、地域のちから推進部 <u>生涯学習支援課</u> において処理する。
第 7 項（省略）	第 7 項（省略）

改正前	改正後
第18条～第19条（省略）	第18条～第19条（現行のとおり）
	<u>付 則</u> <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u>
別表第1（第5条関係）～別表第3（第6条関係）（省略）	別表第1（第5条関係）～別表第3（第6条関係）（現行のとおり）
様式第1号(第2条関係)～様式第3号（第6条関係）（省略）	様式第1号(第2条関係)～様式第3号（第6条関係）（現行のとおり）

改正前						改正後					
様式第4号(第7条関係) 使用料還付請求書 円 足立区地域学習センター条例施行規則第7条第<u>2</u>項の規定により上記金額の還付を請求します。 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ (印) (提出先) 足立区長 足立区教育委員会 記						様式第4号(第7条関係) 使用料還付請求書 円 足立区地域学習センター条例施行規則第7条第<u>3</u>項の規定により上記金額の還付を請求します。 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ (印) (提出先) 足立区長 足立区教育委員会 記					
申請施設						申請施設					
申請日時	年 月 日 午	前 後	時 分～午	前 後	時 分	申請日時	年 月 日 午	前 後	時 分～午	前 後	時 分
還付理由 (還付率)	(割)					還付理由 (還付率)	(割)				
[納付済使用料] 円	[還付金額] 円					[納付済使用料] 円	[還付金額] 円				
申請施設						申請施設					
申請日時	年 月 日 午	前 後	時 分～午	前 後	時 分	申請日時	年 月 日 午	前 後	時 分～午	前 後	時 分
還付理由 (還付率)	(割)					還付理由 (還付率)	(割)				

改正前							改正後								
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円					[納付済使用料] 円			[還付金額] 円					
申請施設							申請施設								
申請日時	年 月 日 午		前 後	時 分～午		前 後	時 分	申請日時	年 月 日 午		前 後	時 分～午		前 後	時 分
還付理由 (還付率)	(割)						還付理由 (還付率)	(割)							
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円					[納付済使用料] 円			[還付金額] 円					

改正前						改正後						
様式第4号の2(第7条関係)						様式第4号の2(第7条関係)						
領 収 書						領 収 書						
円						円						
足立区地域学習センター条例施行規則第7条第2項の規定により請求した上記金額を領収しました。 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)						足立区地域学習センター条例施行規則第7条第3項の規定により請求した上記金額を領収しました。 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)						
(提出先) 地域のちから推進部 <u>地域文化</u> 課長						(提出先) 地域のちから推進部 <u>(削除)</u> 課長						
記						記						
申請施設						申請施設						
申請日時	年	月	日	午	前 後	時	分	～	午	前 後	時	分
還付理由 (還付率)	(割)					還付理由 (還付率)	(割)					
[納付済使用料]	円		[還付金額]			円						
申請施設						申請施設						
申請日時	年	月	日	午	前 後	時	分	～	午	前 後	時	分
還付理由 (還付率)	(割)					還付理由 (還付率)	(割)					

改正前							改正後						
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円					[納付済使用料] 円		[還付金額] 円				
申請施設							申請施設						
申請日時	年 月 日 午	前 後	時 分～午	前 後	時 分		申請日時	年 月 日 午	前 後	時 分～午	前 後	時 分	
還付理由 (還付率)	(割)						還付理由 (還付率)	(割)					
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円					[納付済使用料] 円		[還付金額] 円				
様式第5号（第7条関係）～様式第15号（第13条関係）（省略）							様式第5号（第7条関係）～様式第15号（第13条関係）（現行のとおり）						

第 18 号議案

「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の
意見について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の
意見について

足立区長等の給料の特例に関する条例の制定にあたり、足立区長より
教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 1 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、下記条例の制定にあたり足立区長から意見を求められた。制定理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 条例名 足立区長等の給料の特例に関する条例 2 制定理由 令和元年 1 1 月 2 2 日、教育委員会事務局職員が収賄の容疑で逮捕された件について、区長、副区長、教育長がその監督責任と区民への陳謝の意を表するとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、給料を減額する。 3 条例の主な内容（※条例全文は別紙を参照） 区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額を、足立区長等の給料等に関する条例別表第 1 に掲げる額から次のとおり減額する。 区長・教育長 1 0 分の 5 に相当する額（令和 2 年 4 月分、5 月分） 副区長 1 0 分の 3 に相当する額（令和 2 年 4 月分、5 月分） 4 施行年月日 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。 5 参考 足立区長等の給料等に関する条例別表第 1 に掲げる区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額 ・ 区 長 1 0 7 万 8 8 0 0 円 ・ 副区長 8 6 万 4 9 0 0 円 ・ 教育長 7 4 万 5 8 0 0 円
今後の方針	

足立区長等の給料の特例に関する条例（案）

（区長等の給料月額）

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号）第 2 条の規定にかかわらず、区長及び教育委員会教育長の給料の月額は、同条例別表第 1 に掲げる区長及び教育委員会教育長の給料月額からその 1 0 分の 5 に相当する額を減じて得た額とし、副区長の給料の月額は、同表に掲げる副区長の給料月額からその 1 0 分の 3 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第 4 条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和 3 4 年足立区条例第 4 号）第 3 条の規定の適用については、この限りでない。

（端数計算）

第 2 条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。

3 1 足総総発第 4 5 5 5 号
令和 2 年 2 月 2 8 日

足立区教育委員会
教育長 定 野 司 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 2 年第 1 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区長等の給料の特例に関する条例

第 19 号議案

足立区教育振興ビジョンの策定について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育振興ビジョンの策定について
足立区教育振興ビジョンを下記のとおり策定する。

記

- 1 名 称 足立区教育振興ビジョン
- 2 計画の主な構成
 - (1) 計画の概要
 - ・ 計画策定の趣旨
 - ・ 計画の対象、期間
 - ・ 計画の進行管理
 - ・ 計画の位置づけ・体系
 - (2) 計画の内容
 - ・ 現状と課題、必要性
 - ・ めざす方向性
 - ・ 個別の取り組み
 - ・ 成果指標、活動指標
- 3 計画の期間 令和 2 年度から令和 6 年度まで

(提案理由)

今後の教育施策の方向性を示す足立区教育振興ビジョンを策定する必要があるので、この案を提出いたします。

第 1 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育振興ビジョンの策定について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	「足立区教育振興ビジョン」について、下記のとおり、パブリックコメントのご意見等を踏まえ、今後 5 年間の教育施策を示す計画を新たに策定する。 記 1 パブリックコメントの実施結果 (1) 実施期間 令和元年 1 2 月 2 0 日(金)～令和 2 年 1 月 2 4 日(金) (2) 意見提出者数 3 0 名 (3) 意見の件数 1 8 6 件 (4) 意見の提出方法 ア 区のホームページの意見受付フォーム 9 名 ※担当課への電子メールを含む イ 郵送 3 名 ウ FAX 1 8 名 (5) 意見の概要及び区の考え方 別添 1 のとおり 2 「足立区教育振興ビジョン」の策定 上記のパブリックコメントや、関係者（学識者、小・中学校の校長及び保護者、幼稚園・保育園の園長及び保護者）からのご意見を踏まえ、別添 2 のとおり「足立区教育振興ビジョン」を策定する。 (1) 計画策定の趣旨 ① 今後 5 年間に区の教育行政が取り組むべき施策・事業について、それぞれの現状・課題－解決方策（＝戦略－事業）の政策ロジックと成果指標・活動指標を示し、より効率的・効果的、かつ着実な成果をめざす。 ② 区民をはじめ、多くの方々に足立区が取り組む教育施策・事業とめざす方向性について認識を深めていただく。 ③ 区の教育行政に携わる職員がエビデンスに基づく施策・事業の企画立案や改善、見直しのためのツールとして活用する。

	(2) 計画の対象 幼児期から義務教育期までの教育を中心とし、家庭、学校、地域で行われる教育に関する内容を対象範囲とする。 (3) 計画の期間 5年間（令和2年度から令和6年度まで） (4) 計画の位置づけ・体系 ① 教育基本法に規定する「教育振興基本計画」として役割を果たすとともに、「足立区基本計画」の分野別計画の一つで、教育に係る計画の上位に位置づける。 ② 足立区教育大綱の基本理念（＝夢や希望を信じて生き抜く人づくり）の実現に向け、他の関連計画との連携を図りながら、本計画を推進する。 ③ 足立区基本計画の施策群のうち、「家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む」に分類されている5つの教育施策について、各施策を実現するための「戦略」と、戦略ごとに具体的な取り組みを示す構成で体系的に整理した。 (5) 計画の進行管理（PDCAサイクル） 本計画で設定した各指標の達成度を中心に点検・評価を行い、それぞれの施策・事業の改善を図ることにより、目標の達成をめざす。
今後の方針	本定例会での議決後、印刷製本のうえ、関係者および関係機関に配付するとともに、ホームページ等で公表し、周知する。

第 20 号議案

第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について
第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画を下記のとおり策定する。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画 |
| 2 | 計画の主な構成 | (1) 計画の策定に関する事項
(2) 区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状
と課題に関する事項
(3) 計画の基本理念、基本目標に関する事項
(4) 各施策の取り組みに関する事項
(5) 各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 |
| 3 | 計画の期間 | 令和2年度から令和6年度まで |

(提案理由)

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があるので、この案を提出いたします。

第 2 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	「子ども・子育て支援法」に基づき、別添のとおり、新たに「第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」を策定する。 本計画は、基本理念として掲げる「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」の実現のため、就学前児童（0 歳から 6 歳）とその保護者を基本的な対象として、今後力を注いでいく主な子ども・子育て事業を掲げていく。 1 本計画の概要 （1）計画の期間 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度） ※計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行う。 （2）本計画の構成 第 1 章 計画の策定にあたって 第 2 章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 第 3 章 計画の基本理念、基本目標 第 4 章 各施策の取り組み 第 5 章 量の見込みと確保方策 ※第 4 章までは、法定上任意記載、第 5 章は必須記載事項。 第 6 章 資料編 2 策定にあたっての主な特徴 （1）第 1 期計画からの継承 施策群評価や事業評価を経て、基本理念、計画の柱立て、施策群、施策は、第 1 期計画より継承する。 （2）施策展開のための横断的な視点の追加 施策展開のための横断的な視点として、「子育て支援の質の向上」「ライフステージ間のつながりの強化」を新たに追加する。 （3）第 1 期計画からの評価対象の変更 施策や事業進捗の可視化のため、施策群に連なる 8 施策に成果指標を、施策に連なる 3 9 事業に活動指標を設定する。
今後の方針	・ 印刷製本後、関係者及び関係機関に配付するとともに、ホームページ等で公表し、周知する。 ・ 計画の進捗は、足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む）の場で、審議・調査を行い、管理していく。

第 2 1 号議案

令和元年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

令和元年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価について

令和元年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状
況の点検及び評価について、別添報告書のとおりとする。

記

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、
教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び
評価を行う必要があるので、この案を提出いたします。

第 2 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	令和元年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	1 目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、足立区教育委員会は自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を公表することで、区民への説明責任を果たすとともに、効果的な教育行政を推進することを目的としている。 2 「令和元年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）」の内容 （1）評価委員会による評価 区民を含む外部の評価委員が行政評価制度に基づき評価を行った。 （2）教育委員による評価 「体験活動施策」をテーマとして選定し、大学連携事業 4 事業及び青少年課主催事業 1 事業を教育委員が視察し、意見をいただいた。 3 教育委員からの主な意見等 （1）これらの事業が、子どもの発達や興味を持って取り組む意欲、感性、社会性を育むことに有効であることから、今後も充実させていくべきである。これらの差が学力の差として表れてくる。 （2）小中学校に出向く事業は、家庭環境に関係なく、その学校に通っていれば経験できるため、機会の均等につながっていく。ものづくりや体験事業でも応用を期待している。 （3）足立区全体の子ども達になるべく多く、ジャンルを問わず色々なことに参加できるよう青少年課で工夫をする必要があるとともに、事業のすばらしさの P R が課題である。 4 体験活動施策充実に向けた今後の方向性（主なもの） （1）大学連携事業については、今後も各大学の協力を得ながら継続の方向で進めていく。事業内容については、各大学側の事情があるため要望をすべて受け入れて頂くことは難しいが、区の意向を伝えた上でより良い形になるよう協議を進めていく。 （2）「体験！ 1 日大学生」については、参加が少なくなっているため、中学生の興味・関心を引き出せる内容や開催時期を検討する。また、周知方法等についても工夫を凝らしより多くの参加を促していく。 （3）青少年課としては、子ども達が体験の幅を広げられるよう、情報を

	集約し必要な情報を保護者に届けるために、チラシや SNS 等様々なツールを活用し発信していく。 5 対象事務事業の評価結果 (1) 全体評価 - 区民評価委員会では、評価対象 12 事業中、前年比 2 事業で昨年度より高評価となり、3 事業で評価が下がった。全般的には、平均値で 5 段階中約 4.1 となっており、概ね良好の評価を得た。 (2) 個別評価 - 反映結果は 2 事業で良好（5 段階中 5）、9 事業で概ね良好（5 段階中 4）と、事業改善の姿勢が評価された。 - 達成度は 2 事業で良好、6 事業で概ね良好、方向性は 2 事業で良好、9 事業で概ね良好と評価された。ただし、「中学校の基礎学力対策事業」、「育英資金事業」、「待機児童解消の推進」では、目標の達成度に、「自然教室事業・体験学習推進事業」では方向性に改善の余地が残った。
今後の方針	文教委員会へ報告後、区ホームページにて区民に公表する。

第 2 2 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	綾瀬小学校
所 在 地	東京都足立区綾瀬三丁目 1 2 番 1 5 号
種 類	別紙のとおり
名 称	別紙のとおり
数 量	別紙のとおり
価 格	別紙のとおり
用途廃止の日	令和 2 年 4 月 1 日

(提案理由)

校舎解体に伴って、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

(内訳)

綾瀬小学校

足立区綾瀬三丁目12番15号

種 類	名 称	数 量		価 格
建 物	校舎1	938.90	m ²	54,001,000
建 物	校舎2	840.00	m ²	49,040,000
建 物	校舎3	968.00	m ²	64,761,000
建 物	校舎4	1,392.39	m ²	172,996,000
建 物	校舎5	910.29	m ²	58,874,000
建 物	校舎6	480.33	m ²	31,631,000
建 物	倉庫1	20.00	m ²	257,000
建 物	倉庫	10.83	m ²	800,000
建 物	給食シャワー室	3.15	m ²	476,000
建 物	体育館	629.00	m ²	30,489,000
建 物	体育館専用便所	13.50	m ²	2,151,000
建 物	プール小屋	85.80	m ²	29,947,000
工作物	プール	1	基	4,481,000
工作物	門	5	基	402,000
工作物	万年堀	566	m	1,029,000
工作物	防球ネット	1	基	9,033,000
工作物	変電室	1	基	2,000,000
工作物	水飲場、他	9	基	970,000
立 木	樹木	307	本	407,000

第 2 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について			
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設課			
内 容	1 提案の理由 校舎解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。			
	2 用途廃止する財産 (1) 名 称 綾瀬小学校 (2) 所在地 足立区綾瀬三丁目 1 2 番 1 5 号 (3) 種類、名称、数量及び価格			
	種 類	名 称	数 量	価 格
	建 物	校舎 1	938.90 m ²	54,001,000
	建 物	校舎 2	840.00 m ²	49,040,000
	建 物	校舎 3	968.00 m ²	64,761,000
	建 物	校舎 4	1,392.39 m ²	172,996,000
	建 物	校舎 5	910.29 m ²	58,874,000
	建 物	校舎 6	480.33 m ²	31,631,000
	建 物	倉庫 1	20.00 m ²	257,000
	建 物	倉庫	10.83 m ²	800,000
	建 物	給食シャワー室	3.15 m ²	476,000
	建 物	体育館	629.00 m ²	30,489,000
	建 物	体育館専用便所	13.50 m ²	2,151,000
	建 物	プール小屋	85.80 m ²	29,947,000
	工作物	プール	1 基	4,481,000
	工作物	門	5 基	402,000
	工作物	万年堀	566 m	1,029,000
	工作物	防球ネット	1 基	9,033,000
	工作物	変電室	1 基	2,000,000
	工作物	水飲場、他	9 基	970,000
	立 木	樹木	307 本	407,000
	3 用途廃止の日 令和 2 年 4 月 1 日			
今 後 の 方 針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継ぐ。			

第 2 3 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	(旧) 上沼田中学校
所 在 地	東京都足立区江北五丁目 1 4 番 1 号
種 類	別紙のとおり
名 称	別紙のとおり
数 量	別紙のとおり
価 格	別紙のとおり
用途廃止の日	令和 2 年 4 月 1 日

(提案理由)

校舎解体に伴って、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

(内訳)

(旧) 上沼田中学校

足立区江北五丁目 1 4 番 1 号

種 類	名 称	数 量		価 格
建 物	校舎	4, 514. 37	m ²	361, 394, 000
建 物	倉庫 1	19. 44	m ²	763, 000
建 物	倉庫 2	19. 44	m ²	763, 000
建 物	陶芸小屋	11. 43	m ²	1, 292, 000
工作物	プール	1	基	43, 277, 000
工作物	門	3	基	1, 440, 000
工作物	フェンス塀	351	m	14, 286, 000
工作物	防球ネット	50	m	2, 572, 000
工作物	受水槽	1	基	677, 000
工作物	変電室	1	基	1, 523, 000
工作物	鳥小屋	1	基	20, 099, 000
工作物	自転車置場	1	基	325, 000
工作物	記念碑	1	基	1, 000, 000
立 木	樹木	971	本	2, 363, 000

第 2 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件名	足立区教育財産の用途廃止の承認について			
所管部課名	学校運営部学校施設課			
内 容	1 提案の理由 校舎解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。			
	2 用途廃止する財産			
	(1) 名 称 (旧) 上沼田中学校			
	(2) 所在地 足立区江北五丁目 1 4 番 1 号			
	(3) 種類、名称、数量及び価格			
	種 類	名 称	数 量	価 格
	建 物	校舎	4, 514. 37 m ²	361, 394, 000
	建 物	倉庫 1	19. 44 m ²	763, 000
	建 物	倉庫 2	19. 44 m ²	763, 000
	建 物	陶芸小屋	11. 43 m ²	1, 292, 000
	工作物	プール	1 基	43, 277, 000
	工作物	門	3 基	1, 440, 000
	工作物	フェンス塀	351 m	14, 286, 000
	工作物	防球ネット	50 m	2, 572, 000
	工作物	受水槽	1 基	677, 000
	工作物	変電室	1 基	1, 523, 000
	工作物	鳥小屋	1 基	20, 099, 000
	工作物	自転車置場	1 基	325, 000
工作物	記念碑	1 基	1, 000, 000	
立 木	樹木	971 本	2, 363, 000	
	3 用途廃止の日 令和 2 年 4 月 1 日			
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継ぐ。			

第 2 4 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	(旧) 入谷南小学校
所 在 地	東京都足立区入谷八丁目 1 1 番 1 号
種 類	別紙のとおり
名 称	別紙のとおり
数 量	別紙のとおり
価 格	別紙のとおり
用途廃止の日	令和 2 年 4 月 1 日

(提案理由)

校舎解体に伴って、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

(内訳)

(旧) 入谷南小学校

足立区入谷八丁目 1 1 番 1 号

種 類	名 称	数 量		価 格
建 物	校舎	4,756.80	m ²	545,556,000
建 物	一般倉庫	35.00	m ²	1,938,000
建 物	飼育小屋	7.50	m ²	335,000
建 物	体育館	876.25	m ²	122,598,000
建 物	体育倉庫	35.00	m ²	2,053,000
建 物	陶芸小屋	9.72	m ²	887,000
建 物	変電室	18.40	m ²	2,402,000
工作物	門	6	基	5,387,000
工作物	パイプ柵	174	m	4,698,000
工作物	防球ネット	160	m	13,440,000
工作物	受水槽	1	基	6,664,000
工作物	浄化槽	1	基	19,840,000
工作物	自転車置場	1	基	396,000
工作物	渡り廊下	1	基	1,705,000

第 2 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件名	足立区教育財産の用途廃止の承認について			
所管部課名	学校運営部学校施設課			
内 容	1 提案の理由 校舎解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。			
	2 用途廃止する財産			
	(1) 名 称 (旧) 入谷南小学校			
	(2) 所在地 足立区入谷八丁目 1 1 番 1 号			
	(3) 種類、名称、数量及び価格			
	種 類	名 称	数 量	価 格
	建 物	校舎	4,756.80 m ²	545,556,000
	建 物	一般倉庫	35.00 m ²	1,938,000
	建 物	飼育小屋	7.50 m ²	335,000
	建 物	体育館	876.25 m ²	122,598,000
	建 物	体育倉庫	35.00 m ²	2,053,000
	建 物	陶芸小屋	9.72 m ²	887,000
	建 物	変電室	18.40 m ²	2,402,000
	工作物	門	6 基	5,387,000
	工作物	パイプ柵	174 m	4,698,000
	工作物	防球ネット	160 m	13,440,000
	工作物	受水槽	1 基	6,664,000
工作物	浄化槽	1 基	19,840,000	
工作物	自転車置場	1 基	396,000	
工作物	渡り廊下	1 基	1,705,000	
	3 用途廃止の日 令和 2 年 4 月 1 日			
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継ぐ。			

教 育 委 員 会 報 告

令和2年3月12日

件 名	足立区教育委員会指導力向上中核校の設置について										
所管部課名	教育指導部教育指導課										
内 容	学習指導要領の改訂に伴い、これまで設置していた「足立区教育委員会活用力向上推進校」を廃止し、「足立区教育委員会指導力向上中核校」（以下「中核校」とよぶ）を設置し、新学習指導要領の目標及び内容に沿った教員の指導力向上を図る。本件の概要について、下記のとおり報告する。 記 1 目的 授業実践等に関する先進的な取組を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、足立区の教科研究の推進役となる中核校を設置し、研究成果を区立小中学校に広めることで、児童・生徒の学力の向上につなげる。 2 概要 (1) 各教科等における指導力向上中核校 <table border="1"> <tr> <td>国語</td><td>弘道第一小学校、長門小学校</td></tr> <tr> <td>算数・数学</td><td>千寿小学校</td></tr> <tr> <td>理科・社会</td><td>千寿桜小学校</td></tr> <tr> <td>外国語・外国語活動</td><td>湊江小学校</td></tr> </table> (2) 今日的教育課題における指導力向上中核校 <table border="1"> <tr> <td>キャリア教育</td><td>第十二中学校</td></tr> </table> 3 中核校としての取組内容 ① 各教科等及び今日的教育課題における児童・生徒の学力の向上に向けた効果的な指導の在り方の開発・実践。 ② 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、これらを活用して問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育む授業実践。 ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るための効果的な実践事例の開発・実践。 ④ 区内全ての小中学校等を対象とした授業公開や実践報告会の開催、成果物の配布など中核校としての取組・成果等の普及。 4 指定期間 (1) 各教科等における指導力向上中核校 原則として、令和2年4月1日から10年間	国語	弘道第一小学校、長門小学校	算数・数学	千寿小学校	理科・社会	千寿桜小学校	外国語・外国語活動	湊江小学校	キャリア教育	第十二中学校
国語	弘道第一小学校、長門小学校										
算数・数学	千寿小学校										
理科・社会	千寿桜小学校										
外国語・外国語活動	湊江小学校										
キャリア教育	第十二中学校										

	(2) 今日の教育課題における指導力向上中核校 当分の間、令和2年4月1日から3年間 5 経費 各校、年間40万円を上限として支給する。
今後の方針	中核校に決定した各小中学校長と協議し、中核校としての具体的な取組内容等を決定する。

教 育 委 員 会 報 告

令和2年3月12日

件 名	足立区外国人等児童・生徒受入れの手引きの策定について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	「足立区外国人等児童・生徒受入れの手引き」～学校用～を作成したので報告する。 1 目的 足立区立学校に在籍する外国人等児童・生徒に対する日本語指導の充実を図り、学校現場における教育課題の解決の一助とする。 (1) 配付先 区立全小中学校の管理職及び教職員。また、校務支援システム書庫に保存し、随時閲覧できるようにする。 (2) 活用方法 校長会、副校長連絡会、教員対象研修において周知し、日本語指導に関する理解を深める。 2 「足立区外国人等児童・生徒受入れの手引き」の概要 (1) 外国につながるのある児童・生徒の理解 (2) 来日から通室等の流れ (3) 教育委員会の支援 (4) 学校の役割 (5) あだち日本語学習ルームについて (6) 各種資料 ・ あだち日本語学習ルーム通室申請書、外国人就学申請質問シート、面談表、日本語適応指導講師派遣申請書、中学校への引継ぎシート
今後の方針	区内小中学校長へ通知する。

教 育 委 員 会 報 告

令和2年3月12日

件 名	第11回中学生「東京駅伝」大会の結果について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	第11回中学生「東京駅伝」大会の結果について報告する。 記 1 大会概要 (1) 実施日 令和2年2月2日(日) (2) 大会会場 アミノバイタルフィールド・都立武蔵野の森公園 周回コース (3) 競技方法 女子の部 30km(第1～10区:1.5km 第11～16区:2.5km) 男子の部 42.195km(第1区:2.195km 第2～9区:2km 第10～17区:3km) 2 団体の部 結果 (1) 女子の部 第3位 1:50:27(足立区新記録で特別賞受賞) (2) 男子の部 第6位 2:21:15 (3) 男女総合 第4位 4:11:42 3 個人の部 結果 (1) 距離別入賞者 茂野 葉湖 (第十一中学校): 女子2.5km 第2位 宇都宮 光希 (江南中学校): 男子3.0km 第3位
今後の方針	・ 本大会は、第12回大会をもって終了する。 ・ 第12回中学生「東京駅伝」大会に向けて、中学校とさらに連携を深め、より一層選手を支援できる体制を構築していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和2年3月12日

件 名	学校給食費改定について																																																								
所管部課名	学校運営部学務課																																																								
内 容	学校給食費については、これまで消費税増税や給食回数の増などによる改定は行ってきたが、食材本体価格の上昇による改定は見送り、学校栄養士の献立の工夫等により対応してきた。 しかし、平成30年8月に学校給食の栄養摂取基準値が改定（文部科学省通知）されたことで、現行の給食費単価での対応は困難となったため、下記のとおり学校給食費改定を行う。 今回は改定額が大きいため、公費負担を増額することで保護者の負担軽減を図る。 記 1 値上げ額の内容（1食あたり） 単位：円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="3"></th><th rowspan="3">値上げ額</th><th colspan="3">内 訳</th></tr> <tr> <th colspan="2">【食材価格の上昇】</th><th>【栄養摂取基準改定】</th></tr> <tr> <th>牛乳と主食</th><th>魚</th><th></th></tr> <tr> <td>小学校</td><td><u>+20</u></td><td rowspan="2">5. 04</td><td>2. 9</td><td>11. 2</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td><u>+26</u></td><td>3. 8</td><td>16. 8</td></tr> </table> 2 現状と改定後の比較（1食単価） 単位：円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th></th><th></th><th>現状</th><th></th><th>改定後</th></tr> <tr> <td rowspan="3">小学校 (中学年)</td><td rowspan="3">245 円</td><td>保護者負担</td><td rowspan="3">265 円 (+20 円)</td><td>保護者負担</td></tr> <tr> <td>240 円</td><td>245 円 (+5 円)</td></tr> <tr> <td>公費負担</td><td>公費負担</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>5 円</td><td></td><td>20 円 (+15 円)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中学校</td><td rowspan="3">308 円</td><td>保護者負担</td><td rowspan="3">334 円 (+26 円)</td><td>保護者負担</td></tr> <tr> <td>303 円</td><td>308 円 (+5 円)</td></tr> <tr> <td>公費負担</td><td>公費負担</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>5 円</td><td></td><td>26 円 (+21 円)</td></tr> </table>					値上げ額	内 訳			【食材価格の上昇】		【栄養摂取基準改定】	牛乳と主食	魚		小学校	<u>+20</u>	5. 04	2. 9	11. 2	中学校	<u>+26</u>	3. 8	16. 8			現状		改定後	小学校 (中学年)	245 円	保護者負担	265 円 (+20 円)	保護者負担	240 円	245 円 (+5 円)	公費負担	公費負担			5 円		20 円 (+15 円)	中学校	308 円	保護者負担	334 円 (+26 円)	保護者負担	303 円	308 円 (+5 円)	公費負担	公費負担			5 円		26 円 (+21 円)
	値上げ額	内 訳																																																							
		【食材価格の上昇】		【栄養摂取基準改定】																																																					
		牛乳と主食	魚																																																						
小学校	<u>+20</u>	5. 04	2. 9	11. 2																																																					
中学校	<u>+26</u>		3. 8	16. 8																																																					
		現状		改定後																																																					
小学校 (中学年)	245 円	保護者負担	265 円 (+20 円)	保護者負担																																																					
		240 円		245 円 (+5 円)																																																					
		公費負担		公費負担																																																					
		5 円		20 円 (+15 円)																																																					
中学校	308 円	保護者負担	334 円 (+26 円)	保護者負担																																																					
		303 円		308 円 (+5 円)																																																					
		公費負担		公費負担																																																					
		5 円		26 円 (+21 円)																																																					

3 給食費の月額・年額

単位：円

		現状		改定後	
		月額 (※)	年額	月額 (※)	年額
小学校 (中学年)	給食費	4,300 円	47,300 円	4,650 円 (+350 円)	51,150 円 (+3,850 円)
	うち 保護者 負担額	4,210 円	46,310 円	4,300 円 (+90 円)	47,300 円 (+990 円)
中学校 (2 年生)	給食費	5,210 円	57,310 円	5,650 円 (+440 円)	62,150 円 (+4,840 円)
	うち 保護者 負担額	5,120 円	56,320 円	5,210 円 (+90 円)	57,310 円 (+990 円)

※ 月額は、11 か月で割った金額

4 公費負担額

単位：千円

令和元年度予算	令和2年度予算
43,988 千円	191,678 千円 (+147,690 千円)

5 改定時期

令和2年4月からとする。

問 題 点
今後の方針

教 育 委 員 会 報 告

令和2年3月12日

件 名	成人年齢引き下げに伴う式典等に関する区の方針について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内 容	平成30年6月に成人年齢の引下げに関する法案が可決され、令和4年度から成人年齢が18歳となる。 このことを受け、式典参加対象年齢、日程等については、教育委員、及び「成人の日の集い」実行委員の各意見、アンケート結果、他区の動向等から総合的に判断し、この度、方向性を見出したため、以下のとおり報告する。 記 1 対象年齢について <u>20歳とする。</u> (1) 理由 ア 18歳とした場合、進学・就職等の進路決定の時期と重なり参加出来ない等の支障が出るのが想定されるため。 イ 初年度は3学年同時の実施となり、運営、警備や会場確保等に課題があるため。 2 日程について <u>現行どおり、1月第2週の月曜日「成人の日」(祝)とする。</u> (1) 理由 式典を執り行うには、前日に会場設営・リハーサルで終日を要すること、関係団体との打ち合わせ等直前にも様々な準備が必要であり日程的に月曜日が望ましいため。 3 名称について <u>「二十歳の集い」をひとつの候補として検討する。</u> 現行：「成人の日の集い」 4 参考 (1) 法改正の内容 ア 18歳で得られる権利 一人暮らしの賃貸借契約 / 携帯電話の契約 / 10年パスポートの取得 / 薬剤師、司法書士などの資格取得など イ 20歳のままの権利 飲酒 / 喫煙 / ギャンブル(競馬・競輪・オートレース) 刑事責任(少年法の適用) / 大型・中型自動車免許の取得

(2) 教育委員の意見

- ・式典参加は、大学受験等があるため20歳での実施がよいが、例えば冊子等を使い、18歳で成人となることの自覚を促す何らかのはたらきかけは必要である。
- ・定着しているため日程は暦どおりでよい。

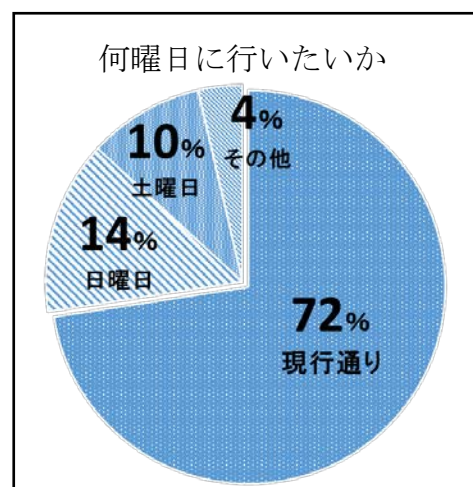
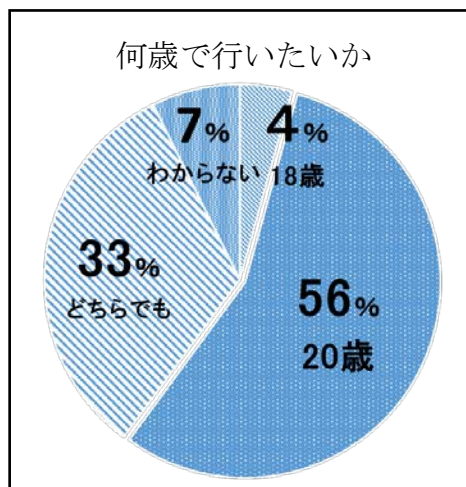
(3) 「成人の日の集い」 実行委員の意見

- ・式典参加は20歳がよい（総意）
- ・日程は、「成人の日」であれば自覚が持てる。日曜日なら翌日休めるメリットがある。

(4) 区実施の各アンケート結果

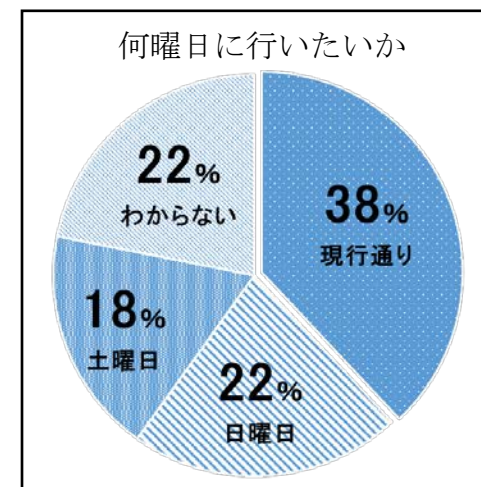
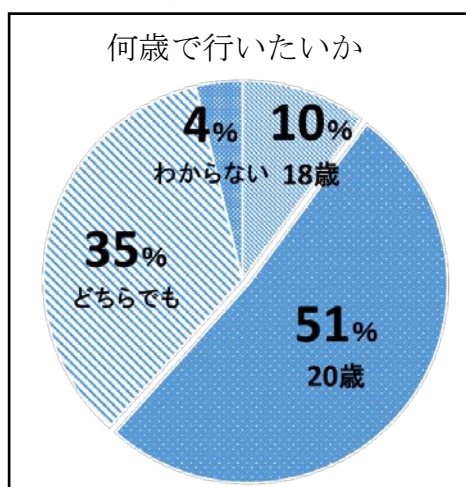
ア 区内都立高の3年生（1,891名）

実施期間：2019.4.10～5.17

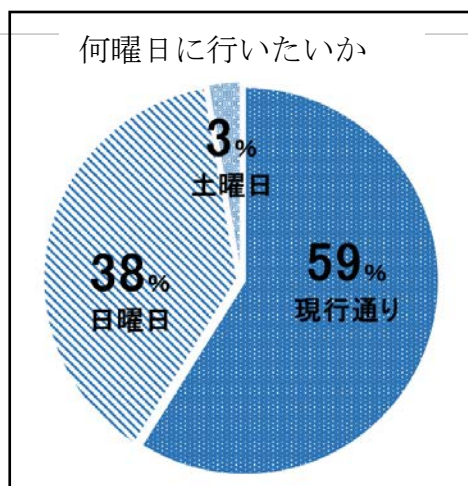


イ 区内中学校14校の3年生（1,483名）

実施期間：2019.9.30～10.25



ウ 「成人の日の集い」に参加した新成人（１８５名）



今後の方針

令和４年度以降の「成人の日」の式典については区民の関心も高く、また、２年前から準備を始める方もいらっしゃるため、方針については、広報・ホームページ・SNS等で広く周知していく。

教 育 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	第20回アシテジ世界大会東京及び2020国際子どもと舞台芸術・未来フェスティバルへの協力について
所管部課名	地域文化課、シティプロモーション課
内 容	児童青少年の芸術水準向上のためのアシテジ世界大会及び大会に合わせて開かれる児童演劇の祭典である国際フェスティバルが本年日本で開催される。 開催にあたり、同大会事務局より協力依頼を受けたため、足立区として上演会場の提供ならびに広報面での協力を決定し、別途協定を締結する予定である。 イベントの概要は下記のとおりである。 記 1 開催期間 令和2年5月14日（木）から5月24日（日）まで（全11日間） 2 会場 ギャラクシティ、梅田地域学習センター、竹の塚地域学習センター、生涯学習センター、区役所庁舎ホール、他民間施設 3 チケット 前売り（チケット販売サイト）及び当日券 券種及び価格は別紙参照 ※同大会事務局とは会場提供等の協力に対して、区内の児童生徒を無償で公演に招待することで合意している。 4 区内で行われる公演等 ・ 招待作品 （海外8作品 国内1作品） ・ 自主参加作品（海外20作品 国内30作品） ・ 学校等でのアウトリーチによる交流 ・ アーティストによるワークショップ
今後の方針	今大会を機に参加団体やアーティストとの交流を継続し、区内のより活発な文化活動へ向けて機運醸成に取り組んでいく。

チケット販売について

【前売り券】

販売期間：

- ① 3月13日～4月上旬（第一次締切）
- ② 4月中旬～5月13日（第二次締切）

《セット券》券種	価格（税込）	備考
セット券 A	35,000 円	アシテジパス※ ² +チケット 15 枚
セット券 B	50,000 円	アシテジパス+チケット 25 枚
アシテジ規定による割引券※ ¹	20,000 円	アシテジパス+チケット 15 枚

※¹ アシテジ規定による割引チケットとは、アシテジインターナショナルの定める一部の国からの参加者と、学生（高・大・専門学生）のみが購入できるチケットです。チケットセンターにてチケットと引き換える際、パスポート若しくは学生証の提示が必要です。

※² アシテジパスとは、一部通常のチケット制ではないアシテジ世界大会のプログラムに参加することのできるパスチケットです。一部のプロフェッショナルネットワークプログラムやシンポジウム、セミナー、プレゼンテーション等のプログラムに参加する際に必要です。詳しくはプログラムページをご確認下さい。

《単券》券種	価格（税込）	備考
一般	3,500 円	公演や、ワークショッププログラムに使用可能。
子ども（3歳以上～18歳以下）	1,000 円	
アシテジパス	3,500 円	1日のみ有効。

※一部のベビーシアター指定公演は、親子1組1000円。追加大人1000円、追加子ども500円。その他条件あり。

※豊島区に在住・通学する小学生（令和2年度）限定の招待チケットがあります。詳しくは詳細ページからご確認ください。

【当日券】

公演当日、残席があった場合にのみチケットセンター窓口及び会場にて、前売りチケットと同額で販売します。空席状況はWEBサイト及びチケットセンターでお知らせします。但し、セット券は、チケットセンターのみでの販売です。

【前売り券購入方法】

- ① チケット販売サイト（3/1 OPEN）にて必要事項を記入、チケットを選択し、申込。
- ② 申し込み完了メール、決済案内メールに従って決済。
- ③ 発券方法案内メールに従い、セブンイレブン（コンビニエンスストア）にて、各自引換券を発券。
（※発券手数料220円（税込）はお客様でご負担下さい。）
- ④ チケットセンター（5/12～）にて引換券でチケットを受け取る。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年3月12日

件 名	令和元年度小学校図書館支援業務委託事業者評価について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	1 事業者評価について 各小学校長による委託事業者評価結果の概要を報告する。 (1) 評価者 小学校全69校長 (2) 評価対象 株式会社図書館流通センター（小学校図書館支援業務委託事業者） (3) 評価項目 業務実施体制について（全10項目） ※平成30年度と同様 ・業務責任者について（3項目） ・学校図書館支援員について（3項目） ・業務内容について（4項目） (4) 評価方法 評価項目ごとの5段階評価 （とても良い5→良い4→普通3→悪い2→とても悪い1） (5) 評価結果 ア 各評価項目の合計点の全校平均は、50点満点中40.99点（81.97%）、平均評定は4.099となり「良い4」の評価を超えている。「悪い」「とても悪い」の評価はなかった。 イ 業務責任者に対する評価が各項目で上がっており、3項目平均で前年度比3.6%上昇した。ただし、支援員に対する評価の平均4.29、業務内容に対する評価の平均4.18から比べると低い状況であり、業務責任者と学校との連携が充分には取れていないことが想定される。 ウ 学校図書館支援員と業務内容に関する評価については、前年度から各項目の評価はほぼ横ばいである。各項目で4点以上を付けている割合は85.9%であり、概ね良好の評価を得ている。 (6) 「評価が良い」「とても良い」の理由、その他特筆するところ（主なもの） ・ 図書館の環境がより良くなるように、季節に応じた展示、学習内容に合わせた展示などの工夫をしている。 ・ 担任が授業に必要な図書について、児童の実態に合った適切な図書を探し、紹介してもらうことができている。 ・ きちんと業務計画を作成し、その計画に基づいて作業を進めている。細かいところまで確認し、学校の要望を満たしている。

	2 既存の学校図書館ボランティアとの関係についての評価 図書館支援員と図書館ボランティアを「同日配置」している学校にアンケート調査を実施した。 [設問] 「図書館支援員と図書館ボランティアは良好な関係で連携している」 (1) 回答校数 43校（前年度比△4校） (2) 平均評定 3.98点（前年度比△0.13点） (3) 回答内訳 5点（とても良い）： 8校（18.6%） 4点（良い）： 26校（60.5%） 3点（普通）： 9校（20.9%） 2点以下（悪い、とても悪い）： 0校
今後の方針	来年度から、事業内容が委託から派遣へと変更になるが、さらなる学校図書館の整備・充実と児童の読書活動の推進に取り組んでいく。

令和元年度 小学校図書館支援業務 委託事業者評価票

- 各項目について、5段階評価にて数値を入力してください。
【とても良い→5 良い→4 普通→3 悪い→2 とても悪い→1】
- 評価が「2」または「1」の項目につきましては、必ず理由を「2 各項目の評価が「2」または「1」の理由（必須）」欄に入力してください。
- 評価が「4」または「5」の項目につきましては、特筆すべき理由があれば、「3 各項目の評価が「4」または「5」の理由（任意）」欄に入力してください。
- その他、特筆することがありましたら、「4 その他、特筆するところ（任意）」欄に入力してください。
- 図書館支援員と図書館ボランティアを同日に配置している学校につきましては、最下段アンケートへのご協力をお願いいたします。

		平均	参考	参考
1 業務実施体制について			H 3 0	H 2 9
(1)	業務責任者について	3.79	3.66	3.58
	①十分に意思疎通が図れるように学校巡回している	3.70	3.57	3.52
	②学校要望に基づいて的確な業務計画を作成している	3.87	3.71	3.61
	③問い合わせへの対応、学校図書館支援員への指示・指導は迅速かつ適切である	3.81	3.71	3.61
(2)	学校図書館支援員について	4.29	4.27	4.13
	①仕様書どおりに配置されている（週1日、6時間） ※振替対応含む	4.38	4.26	4.14
	②学校図書館支援員としての服装、言葉遣い、振る舞いができている	4.32	4.32	4.17
	③利用者の質問等に対して、専門的な知見を生かして正確かつ丁寧に対応している	4.17	4.23	4.06
(3)	業務内容について	4.18	4.17	4
	①業務計画に基づいて業務している	4.22	4.16	4.10
	②書架やカウンター周りなどが整理整頓されている	4.19	4.20	4.06
	③本に親しめるように掲示や展示が工夫されている	4.14	4.13	3.93
	④問い合わせや資料要求に対して、必要な情報や資料が提供されている	4.19	4.19	3.91
評価入力欄 合計点		40.99	40.48	39.12
評価基準・・・評価入力欄合計点の全校平均が 30点以上 （平均評定3.0以上）であれば、事業者と継続して契約することが妥当であると判断します。				
2 各項目の評価が「2」または「1」の理由（必須）				
3 各項目の評価が「4」または「5」の理由（任意）				
4 その他、特筆するところ（任意）				
図書館支援員と図書館ボランティアを同日に配置している学校につきましては、下記アンケートにて該当する数値を入力していただくようお願いいたします。 ※評価には関係ありません。				
「図書館支援員と図書館ボランティアは良好な関係で連携している。」 とても良い→5 良い→4 普通→3 悪い→2 とても悪い→1		数値入力欄→	3.98	4.11 4.05
数値入力した学校数		43	47	41
5点入力した学校数		8	15	12
4点入力した学校数		26	22	19
3点入力した学校数		9	10	10
2点入力した学校数		0	0	0
1点入力した学校数		0	0	0

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年3月12日

件 名	私立幼稚園の利用定員の変更について																							
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課																							
内 容	以下の私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度移行園）については、本年度の利用実績及び来年度の利用見込みから1号認定子どもに係る利用定員の変更申請があったため、報告する。 1 施設名 とねり伊藤幼稚園（個人立・足立区舎人五丁目23番17号） 2 変更内容 変更前 <table border="1"> <tr> <td></td><td>3歳児</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>合計</td></tr> <tr> <td>1号認定子ども</td><td>30人</td><td>30人</td><td>30人</td><td>90人</td></tr> </table> 変更後 <table border="1"> <tr> <td></td><td>3歳児</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>合計</td></tr> <tr> <td>1号認定子ども</td><td><u>25</u>人</td><td><u>25</u>人</td><td><u>25</u>人</td><td><u>75</u>人</td></tr> </table> 3 変更予定年月日 令和2年4月1日					3歳児	4歳児	5歳児	合計	1号認定子ども	30人	30人	30人	90人		3歳児	4歳児	5歳児	合計	1号認定子ども	<u>25</u> 人	<u>25</u> 人	<u>25</u> 人	<u>75</u> 人
	3歳児	4歳児	5歳児	合計																				
1号認定子ども	30人	30人	30人	90人																				
	3歳児	4歳児	5歳児	合計																				
1号認定子ども	<u>25</u> 人	<u>25</u> 人	<u>25</u> 人	<u>75</u> 人																				
今後の方針	今後も園と意思疎通を図りながら、利用実績等を考慮のうえ適切な利用定員の設定に努めていく。																							

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年3月12日

件 名	令和元年度 一般指導検査の結果について（私立認可保育所）
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設指導・支援担当課
内 容	今年度、私立認可保育所に対して実施した、子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく一般指導検査の結果について報告する。 ※ 下記事項とは別に、1園指摘事項を追加する可能性がある（東京都と協議中）。 1 検査対象 私立認可保育所45園（内訳：都区合同8園、区単独37園） 2 検査結果 （1）文書指摘【支援法関連法令に関する違反等】 ア 重要事項の掲示を行っていなかった：8件 イ 重要事項に関する運営規程を定めていなかった：1件 ウ 業務（園）日誌が未作成であった：1件 エ 前期末支払資金残高を超える金額を法人本部会計に繰り入れていた：1件 （2）口頭指導【支援法関連法令以外の法令や国通知に関する違反等】 （主なもの） ア 職員の配置申請内容について一部適正でない部分があった（職員異動届の区への提出漏れ等によるもの）：15件 → 所管の子ども施設整備課から委託費の返還を請求 イ 財務諸表を園に備え付ける等の要件を満たさずに委託費を弾力的に運用していたなどの、委託費の使用・運用に関する不備：4件 （3）助言指導【法令や国通知には違反しないもの】 （主なもの） ア 事故の記録に治癒までの経過及び保護者対応等の記載がなかった：14件 イ 延長保育を担当する保育士資格を有しない職員に関する、園での発令等手続きや研修受講等の要件に関する不備：6件 3 検査結果の通知及び周知 - 各園に対して検査結果を通知し、全体説明会で周知を行う。 - 区ホームページにて公表を行う。
今 後 の 方 針	結果を踏まえ、重要事項、職員の配置申請、延長保育担当職員に関する手続き等を中心に、所管課と連携して周知・徹底を図る。

教育委員会情報連絡 事業実施報告（２月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（7回）	新田地域学習 センター他	15人
	毎週水・金曜日（8回）	まちづくり工房館	0人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	0人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	0人
ふれあい動物教室	8日（土）	扇小学校体育館	51人
ロボット講座	9日（日）	ギャラクシティ	11人
科学工作講座	9日（日）	ギャラクシティ	4人
あだち日曜教室	9日（日）	ギャラクシティ	45人
ジュニアリーダースーパー研修会	9日（日）	ギャラクシティ	33人
講師・助手研修	18日（火）	ギャラクシティ	14人
科学ブロック講座	23日（日）	ギャラクシティ	17人
指導者養成講座（アート）	29日（土）	ギャラクシティ	50人

教育委員会情報連絡 事業実施予定（３月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（８回）	新田地域学習 センター他	30 人
	毎週水・金曜日（８回）	まちづくり工房館	10 人
	第 2・4 土曜日（２回）	神明住区センター	5 人
	第 1 土曜日（１回）	佐野住区センター	5 人
講師・助手研修	4 日（水）	ギャラクシティ	20 人
あだち子ども百人一首大会	7 日（土）	総合スポーツセンター	中止
あだち日曜教室	8 日（日）	ギャラクシティ	中止
紙芝居講座	17 日（火）	ギャラクシティ	10 人
講師・助手研修	19 日（木）	ギャラクシティ	20 人
めざせキャンプの達人	20 日（金）	宮城ゆうゆう公園少年 キャンプ場	20 人

行事実施結果（2月1日～2月29日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
第2回「あだち放課後子ども教室実行委員会」	2/4（火） ～2/28（金）	扇小学校 他 52校	50校実施 中止3校
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「和太鼓をたたこう」	2/3（月） 2/12（水）	東栗原小学校 中島根小学校	15人 36人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	2/3（月） 2/5（水） 2/10（月） 2/13（木）、17（月） 2/18（火） 2/19（水） 2/25（火）	栗原北小学校 千寿第八小学校 中島根小学校 新田小学校 桜花小学校 島根小学校 北三谷小学校	9人 40人 11人 80人 30人 15人 20人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ビブリオバトルを楽しもう」	2/5（水）10（月） 2/18（火）	新田小学校 花保小学校	20人 22人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」第6回、7回（全8回）	2/5、26各（水）	東栗原小学校	42人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ロボットプログラミング体験教室」	2/5（水）	東綾瀬小学校	19人
あだち放課後子ども教室体験プログラム コミュニケーションワークショップ 「あそびのひろば」 ※東京都専門人材を活用した活動プログラムの充実事業 講師：NPO 法人ドラマケーション普及センター	2/6（木）	長門小学校	59人
足立ジュニア吹奏楽団 ブラスキッズ 対象：小学1～3年生（1/25～3/20 全6回） ※第30回定期演奏会 3/22に「ブラスキッズ」として出演	2/8、29各（土） 10:00～12:00	島根小学校	2/8 10人 2/29 中止
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」第6回、7回（全8回）	2/12、19各（水）	千寿小学校	45人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「リサイクル工作お手玉作り」	2/12（水）	弥生小学校	40人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「どうぶつしょうぎ教室」	2/13（木） 2/17（月）	北鹿浜小学校 湊江第一小学校	20人 20人
スペシャルおはなし会 「読み語りキャラバン in 千住スポーツ公園」 出演：今年度修了者と自主グループ「きらきら」有志	2/13（木） 15:30～16:10	千住スポーツ公園	47人

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	2/19(水)	中川東小学校	43 人
	2/26(水)	東加平小学校	25 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	2/20 (木)	東栗原小学校	30 人
	2/27 (木)	千寿双葉小学校	24 人
あだち放課後子ども教室安全管理員研修会Dコース 「体験プログラム現場見学会」	2/25(火)、26(水) 3/5(木)、11(水)	北三谷小学校 他 4校	中止
子ども学講座Ⅱ【2日制】(子どものことを考える大人の勉強会)～心のサインに気づくには～ 1日目テーマ 子ども(小学生)の心をもっと理解しよう 2日目テーマ 子どもの発するSOSをキャッチしよう ※2/25、3/11	2/25(火) 10:00～12:00	生涯学習センター	中止
あだちアートリンクカフェミートアップ2020	2/28(金) 19:00～20:00	シアター1010 アトリエ	中止
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 主催:島根小開かれた学校づくり協議会 「もちつき大会」	2/29(土) 9:45～10:15	島根小学校	中止
「運動あそびと体力向上トレーニング」(子ども指導) ①基礎理論編 ②実践指導編 ※「区公認スポーツ指導者制度」登録更新単位認定講習。	2/29(土) ①10:00～12:00 ②13:00～15:00	千寿本町小学校	中止

行事实施予定（3月1日～3月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	予定人数
あだちウェルネスカレッジ Vol.12 ～カラダのしくみを学ぼう！“体幹”編～	3/1（日） 10:00～12:00	生涯学習センター	中止
第2回「あだち放課後子ども教室実行委員会」	3/2（月） ～3/23（月）	東湊江小学校 ほか13校	中止
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	3/4（水） 3/5（木）	弘道小学校 鹿浜第一小学校	中止 中止
「新任スタッフ向け 安全管理講習会」第3回（全3回） 講師：NPO 法人スポーツセーフティージャパン派遣講師	3/5（木） 13:30～15:00	生涯学習センター	中止
あだち放課後子ども教室安全管理員研修会Dコース 「体験プログラム現場見学会」	3/5（木） 3/11（水）	鹿浜第一小学校 平野小学校	中止
読み語りキャラバン隊活動連絡会	3/5（木） 10:00～11:30	生涯学習センター	中止
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「どうぶつしょうぎ教室」	3/6（金）	竹の塚小学校	中止
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「植物クラフト体験」	3/11（水）	平野小学校	中止
「将棋」第8回（全8回）	3/11（水）	東栗原小学校	中止
足立ジュニア吹奏楽団 ブラスキッズ 対象：小学1～3年生（2/8～3/22）	3/14、21（土）、 22（日） 10:00～12:00	島根小学校	中止
足立ジュニア吹奏楽団 30周年記念 第30回定期演奏会	3/22（日） 14:00～16:00	西新井文化ホール	中止
第80回あだちアートリンクカフェ	3/27（金） 18:30～20:00	－	中止